

## 注 意 事 項

### 1 持込禁止物

- 入場者等は、会場に次に掲げる物（模造品及び類似品を含む。）を持ち込んではならない。ただし、会長が必要と認めるときは、この限りでない。
- (1) 銃器類
  - (2) 刀剣類、包丁、ナイフ類その他鋭利な物
  - (3) 毒物、劇物その他有害物質
  - (4) 発炎筒、爆竹、花火、爆発物、火薬その他可燃性の危険物
  - (5) 石、鉄パイプ、棒、ハンマー、チェーン、レーザーpointerその他凶器等として使用されるおそれのある物
  - (6) 競技会の運営に支障を及ぼすおそれのある看板、横断幕、旗、プラカード等
  - (7) 塗料類（ペンキ類）
  - (8) スケートボード、ローラースケートその他これらに類する遊具
  - (9) 無線通信機器（携帯電話、スマートフォン等の携帯端末を除く。）
  - (10) 酒類（土産品を除く。）
  - (11) ドライアイス
  - (12) 動物類（身体障害者補助犬（盲導犬、聴導犬及び介助犬をいう。）を除く。）
  - (13) 投げき等により危害を与えるおそれのある物
  - (14) 競技会の運営に支障を及ぼすおそれのあるホイッスル、メガホン、拡声器、楽器その他大きな音が出る物
  - (15) 通行に支障を及ぼすおそれのある大型又は大量の荷物
  - (16) 遠隔操作、自動操縦等により飛行させることのできる無人航空機（ドローン、カメラ内蔵型マルチコプター、ラジコン飛行機、ラジコンヘリコプター等（以下「ドローン等」という。））
  - (17) その他入場者等に迷惑若しくは危険を及ぼし、又は競技会の運営若しくは進行を妨げ、又はこれらのおそれのある物

### 2 禁止行為

- 入場者等は、会場において、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、会長が必要と認めるときは、この限りでない。
- (1) 立入りを制限され、又は禁止された区域に正当な理由なく立ち入ること。
  - (2) 競技場、観戦席等へ物を投げ入れ、又は発射すること。
  - (3) 施設、器物、装置等を汚損し、若しくは破損し、又は正当な理由なく操作を行うこと。
  - (4) 入場者等を脅迫し、威圧し、侮辱し、若しくは挑発し、又は入場者等の通行の妨害となる行為をすること。
  - (5) 選手等、大会関係者との面会を強要し、又は会場内において居座ること。
  - (6) 抗議集会、デモ等会場秩序を乱すおそれのある行為をすること。
  - (7) 所定の場所以外で喫煙すること。
  - (8) 所定の場所以外でごみその他の汚物を廃棄すること。
  - (9) アルコール等により酔臥した状態で入場し、又は入場しようとすること。
  - (10) 所定の場所以外に車両若しくは自転車を乗り入れ、又は駐車若しくは駐輪をすること。
  - (11) 電熱器、ガス器具その他これらに類する火気器具を使用すること。
  - (12) テント、小屋掛けその他これらに類する工作物を設けること。
  - (13) 商行為、寄付金の募集、広告物の掲示等をすること。
  - (14) 文書、図書、図面、印刷物その他の物を配布し、又は掲出すること。
  - (15) 宣伝、勧誘、署名活動、演説、講演、布教、集会又は喧騒に当たる行為をすること。
  - (16) 競技会場に正当な入場券等を所持せず入場し、又は入場しようとする（入場券等を不要としている場合を除く。）。
  - (17) 設備等に施された錠、封印、テープ等を損壊し、開封し、又は改変すること。
  - (18) 撮影を制限し、又は禁止した区域で写真若しくは映像を撮影すること。
  - (19) ドローン等を飛行させること。
  - (20) 他人の通行や観覧の妨げになる行為をすること。
  - (21) その他会場秩序の保持及び競技会の円滑な運営を妨げ、入場者等に迷惑若しくは危険を及ぼし、又はこれらのおそれのある行為をすること。

### 3 その他の遵守事項

- 入場者等は、会場において、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 職員の指示、案内、誘導等に従い行動すること。
- (2) 指定された場所において観戦し、職員から席の移動を求められたときは、これに従うこと。
- (3) 実行委員会が手荷物、所持品等の検査を行うときは、これに協力すること。
- (4) 職員に入場券、身分証明書等の提示を求められたときは、これに応じること。
- (5) ADカードを所持する者は、ADカードを明確に見える場所に着用し、職員や実行委員会の委託する警備員の求めがある場合は、これを提示すること。

### 4 入場の制限等

- (1) 会長は、この要項に違反した者又は職員の指示に従わない者に対して、会場への入場を拒み、又は退場を命ずるなどの必要な措置をとることができる。
- (2) 会長は、競技会の安全な運営のため必要と認められるときは、会場への入場制限を実施することができる。

### 5 その他

この要項に定めるもののほか、会場の管理運営について必要な事項は、別に定める。